

(別紙)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等に関するパブリックコメントに関する意見概要及び考え方

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しております。

※基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等はこちらで修正しております。

番号	項目	意見概要	考え方
1		・モジュール増設はインフラの有効活用の点からも望ましく、制限されるべきものではない。	今回の省令・告示改正は、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、国民負担の増大につながる“事後的な”過積載について、調達価格の変更という一定の制約を設けるものであり、過積載自体を禁止するものではありません。インフラの有効活用の点から、価格を変更した上で過積載をするのであれば問題はございません。
2		・一般の省令等改正案は、現行FIT制度の歪みを正すものであり、評価する。 ・一般論として、パワーコンディショナーの定格出力を超えて太陽光パネルを搭載する、いわゆる「過積載」は、太陽光発電の発電量の変動を一定程度抑制し供給安定性の向上に資するため、それ自体否定すべきものではない。しかしながら、FIT認定を受けた太陽光発電案件について事後的に過積載を行う場合は、調達価格の考え方と照らして看過できない問題を生じる。 ・調達価格は、発電区分毎に、設備費や運転維持費といった必要経費、設備稼働率や事業者の収益率等を考慮して定められている。一方で現行の制度の下では、FIT制度開始当初の比較的高い買取価格で認定を受けた太陽光発電事業者が、現在の安価になった太陽光パネルの増設によって、過去の高いパネル費用を前提とした高い調達価格が適用される発電量を増やすことができる。結果的に、FIT制度は導入量の拡大を通じた再エネ価格の低減を本旨としているにもかかわらず、高額な再エネ導入が続けられる事態となっている。今回の省令等改正によってこのような歪みが正されることを歓迎する。	御指摘の点も踏まえ、今回の改正を行っております。
3		・過積載は投資リスクも大きい。また、パネルは寿命も短いことから、経済的効果も大きく、悪いことではない。少しだけ利回りのよい応用投資があってもよいのではないかと。	事後的過積載の普及が国民負担の増大につながっているという現状は、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から問題であると考えられるため、今回の措置を行うこととしました。
4		・太陽電池の容量増加が沢山方法があり、省令の文字通りに認可をとらなくても、現場がパネルを変更したり、増設したりすることをして、監視がほぼ不可能。すでにパワコンというものでコントロールがあるので、人的にこのようなものを制限しなくても自然に管理できている。もっとほか有益ことを構想したり、太陽光の発展性の政策を作ったほうがよい。	変更認定申請をせずに太陽電池の合計出力を増加させて事業を行えば、認定された事業計画に従って事業を行っていないこととなり、認定の取消の対象となる可能性があります。また、高い調達価格を維持したまま、安価なパネルで発電を行うことは、パワコンでコントロールできるものではありません。再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図るという目的を達成するためには、今回の改正が必要と考えています。
5		・太陽光発電の弱点は、晴天時と曇天時の発電量の安定性を欠くこと。過積載は、晴天時の発電量は変わらずに曇天時の発電量が増えるため、発電量のばらつきを緩和するメリットがある。過積載は太陽光発電がベースロード電源に近づく施策の実施と考える。	今回の改正は、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るという観点から、“事後的”な過積載について、調達価格の変更という一定の制約を設けるものであり、過積載自体を禁止するものではなく、御指摘のような発電量のばらつきを緩和する目的でFIT認定時に予め過積載を行っていただくことを否定するものではありません。
6		・現在北杜市では既存設備に次々と増設する過積載が蔓延し、折角確保された敷地境界からのスペースがなくなり、景観・安全面で大きな問題となっている。そこで、第9条十一として太陽電池の出力変更が変更認定として取り扱われることになることは高く評価。	御指摘の点については必ずしも意図するところではございませんが、今後とも、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図りつつ、太陽光発電に係る政策を進めてまいります。
7		・小委員会の議事録を拝見するに、追加の過積載は「モラルの問題」との意見があります。どういった観点で「モラルの問題」があるのでしょうか？発電事業所は、委員会で示されたような利益は、実際には特に低圧案件には残っていない。実際の低圧事業所の利益構造について、十分な調査や検討が行われていないように思われます。発電所の利益構造について検討した結果をお示しください。	本年1月25日に開催された総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会(第10回)／省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会(第17回) 合同会議における御指摘の発言は、事務局によるものではないため、お答えは差し控えていただきます。再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点からは、個別事業所の利益構造というよりも、むしろ、認定取得後に調達価格を維持したまま安価にパネルの出力を増加させることが可能であるという、国民負担の増加につながり得る現在の仕組みを是正することが重要であると考えられます。
8		・これまで認定容量については、PCSもしくは太陽電池の合計容量のいずれか少ない値を採用していた為、市場の実態が見えにくかったが、PCS、太陽電池双方の容量が明確になることで、太陽光発電の稼働率などの分析がより正確に行え、今後の市場の発展に有益な改訂と考える。	御指摘の点については必ずしも意図するところではございませんが、今後とも、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図りつつ、太陽光発電に係る政策を進めてまいります。
9		・過積載という言い方をしているものも規制はおかしいと思います。稼働率が上がり電力としての安定供給になるのだからいいのではないのでしょうか。もちろん再エネ促進金などの上昇はありますが、トータルで見たときに設備管理者があまり必要でない太陽光の維持費と原発電等の処理や時間ロスはどちらが優位なのでしょうか？	今回の改正は、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、“事後的な”過積載について、調達価格の変更という一定の制約を設けるものであり、過積載自体を禁止するものではありません。すなわち、系統安定化等のため、FIT認定時に予め過積載を行うことを否定するものではありません。

10		<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光や風力など自然由来の再生エネルギーは、出力の振れ幅が大きく系統に負担をかけるとの指摘がある。しかし過積載をすることにより設備稼働率をあげ、より安定した系統に優しい電源に育てることができる。</li> <li>・DC出力とAC出力が同等の太陽光発電システムの設備稼働率は13%に過ぎない。対して150%の過積載システムであれば稼働率は20%まで改善する。さらに蓄電池を組み合わせることで、60%以上の稼働率を実現することも可能となる。</li> <li>・系統は国民生活の根幹をなすインフラ設備であるから、これを効率的に利用することは、国民の利益に資することになる。</li> <li>・将来さらに人工知能技術が発展し、おそらくは既設の発電設備においても、その場所場所で最適な設計をするようになる。その時に太陽電池パネルの出力の変更に規制がかかっていると、せっかく設備利用率改善し、系統の有効利用を促すことになっても阻害する要因となる。</li> </ul>	<p>今回の改正は、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るという観点から、“事後的”な過積載について、調達価格の変更という一定の制約を設けるものであり、過積載自体を禁止するものではありません。従って、価格を変更した上で、過積載をし、蓄電池を設置していただければと思います。</p>
11		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開されている総合資源エネルギー調査会の議事録(平成29年1月25日)の中で、荻本委員や岩船委員は、「過積載」を大きな問題と指摘しているが、その根拠として資源エネルギー庁が作成した「改正FIT法施行に向けて」という資料を引用している。</li> <li>・当該資料には、太陽電池を150%に増やすと、発電量や売電額が152%に増えるという記載がある。当事者は分かりやすい資料として作成したのであろうが、好天時のピークカットの発生などを鑑みれば、太陽光発電所の設計や運営を真摯に行っている者には明らかに誤りのある数字であることが認識できる。</li> <li>・再生可能エネルギーの発展を阻止したい者が諮問機関の委員に誤った情報を提供して誤った議論を導いたのか、太陽光発電に疎い者が作成した杜撰な資料であったのか知るべくもないが、誤った資料に導かれた誤った結論であったことは明らかである。</li> <li>・太陽光発電所で太陽電池の過積載を行うと、発電事業者が負担する初期費用が嵩むのは当然であるが、不安定な日射条件であっても比較的安定した発電を行うことができ、蓄電池を併用設置すれば、その出力は更に安定的になり、系統側も調整火力の使用を抑制することができ、総合的なコストダウンになるのである。</li> <li>・また、再生エネルギー賦課金の増加は、資源エネルギー庁による再生エネルギー推進と民間活力による賜物と考えるべきである。</li> <li>・本改正案は、誤った資料に基づく一部の委員の発言に依存せず、正しい議論を行った後に、改めて立案すべきである。</li> </ul>	<p>認定取得後に過去の高い調達価格を維持したまま安価にパネルを増設することができ、国民負担の増大につながり得る現在の仕組みは、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、改める必要があると考えます。</p> <p>なお、今回の改正は、認定取得後のパネルの合計出力の増加に対して調達価格の変更という一定の制約を設けるものであり、事後的な過積載自体を禁止するものではなく、FIT認定時に予め過積載を行っていただくことを否定するものでもありません。</p>
12		<ul style="list-style-type: none"> <li>・過積載を現時点になって規制することは合理性・公平性を欠くものであって、実施すべきではない。</li> <li>・太陽光設備であればACとDCの値が異なることが通常で、AC、DCあるいは双方のいずれに焦点を当てて制度を設計していくか問題となるが、専門家も交えた熟慮を重ねた結果、「太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値」を発電出力(設備容量)とし、これに焦点を当てて制度設計をすることで方針が定められたものと理解。その結果、発電出力の増減について一定の制限を加える代わりに、他方の値には制限を加えず、設備認定において認められた発電出力の範囲内であればその量を問わずに全量買取とすることをFIT制度の大原則とされ、例えば事業者の自助努力から発電出力上限までAC出力が可能となるようDCを増やすことについては許容されたものと理解。したがって、近時の過積載の話題に対しても、貴庁としては、なぜ当初からAC/DC双方を規制せず、発電出力に焦点を当てた制度としたかについて説明を尽くされるべきであり、それもないまま今になってそのような原則論を根本的に変更することは、制度設計時における貴重な議論の内容及び結論を自ら放棄された上で、発電事業者に一方的にリスクを転嫁することに他ならず、合理性・公平性を欠くといわざるを得ない。</li> </ul>	<p>今回の改正は、認定取得後に調達価格を維持したまま安価にパネルの出力を増加させること(事後的な過積載)が可能であるという、国民負担の増大につながり得る現在の仕組みを、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、可能な限り速やかに是正することが喫緊の課題であるとの認識の下、実施するものです。</p> <p>FIT制度については、不断の検証を行い、顕在化した課題に対してはその都度機動的に対処していくことが重要であり、今回の省令・告示改正も再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るという観点から、現状の課題を解決するために実施するものです。</p>
13		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で調達価格等が決定されていない将来(住宅用太陽光:2020年度以降、事業用太陽光:2018年度以降)においても、当然、パネルの合計出力の一定以上の増加に際して変更認定を行うとの方針を堅持すべきである。今後の告示改正にあたっては、今回の改正の主旨が損なわれることのないよう強く要請する。</li> </ul>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るべく、FIT制度の適切な運用にしっかりと取り組んでまいります。</p>
14	<p>事後的な過積載 (総論)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定出力を変更せずに太陽電池の合計出力を増加させることは当該太陽光発電所の設備利用率の向上につながり再生可能エネルギーの導入を促進するというFITの趣旨に即したもので、事業者としてはそれで採算がとれる限りそうするのが経済原理にもかなっている自然な意思決定。</li> <li>・このような太陽電池の積み増しは確かに需用者の負担が増えるという意味では問題であるが、これは積み増しによる売電量の増加率から見ても非常に限定的。一方太陽電池の積み増しには、これにより発電設備の朝夕の出力の期待値がかさ上げされ、特に夏場の15時前後に発生する午後のピーク需要時に見込める供給能力が向上されるという系統運営上のメリットがある。太陽電池の積み増しはFITの趣旨からも系統運営上の利点からもむしろ太陽光発電設備に広く導入されるべきであり、これを事業者にとって不利益となる調達価格の変更事由とすることははなはだ不合理。</li> </ul>	<p>今回の改正は、認定取得後に調達価格を維持したまま安価にパネルの出力を増加させること(事後的な過積載)が可能であるという、国民負担の増大につながり得る現在の仕組みを、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、可能な限り速やかに是正することが喫緊の課題であるとの認識の下、実施するものです。事後的な過積載に一定制約を設けますが、事後的な過積載自体を禁止したり、FIT認定当初から過積載をすること否定するものではありません。FIT認定当初から事業計画どおりに過積載をしていただければ、御指摘のメリットを実現することは可能です。</p>
15		<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電事業を行うためには、早い段階で固定買取価格を確定させた上で、事業採算性を確保した後、より精度を高めた適当なパネル配置を確定させるため、設備認定申請時から合計出力が変更となることは当然である。また、なるべく土地を有効活用することで国内での導入量を上げることはむしろ国の政策にあっており歓迎されるべきである。</li> </ul>	<p>過去の高い調達価格を維持したまま、安価に設備を設置すれば、国民負担の増大につながり、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るという観点から問題となります。より適当なパネルが確定した時点の調達価格に変更していただくことが、国民負担との関係から適切と考えます。</p>

16	<p>・現行の発電設備出力の減少における制限と矛盾があるので、本改正案の施行は取りやめるべき。</p>	<p>発電設備出力とパネルの出力は、事業を行う上での変更のしやすさ等に違いがあり、その減少についての取り扱いも、必ずしも一致させなければならないものではないと考えます。</p>
17	<p>・前回のルール変更(昨年8月以降に負担金確定分はメーカーや過積載への変更が出来る)は何だったのか。もし、それが出来ないのなら以前の内容で工事したのに変更出来るといわれたので、それならば少しでも多く設置したかったので変更手続きを進めていたところ急に出来ないと言われても納得できない。追加したモジュールや変更にかかった費用などの補償は経済産業省で持たれるつもりか。補償などが出来ないのであれば無用なルール変更には反対。</p>	<p>今回の改正省令・告示の施行日の前日までであれば、現行制度の下で変更手続きを行うことが可能であるため、既に計画中の変更手続は実施していただけるものと考えます。</p>
18	<p>・当初の認定の際に過積載が推奨されているにも関わらず、事後的なパネルを増設することは規制するのか全く理解できない。</p>	<p>今回の改正は、認定取得後に調達価格を維持したまま安価にパネルの出力を増加させること(事後的な過積載)が可能であるという、国民負担の増大につながり得る現在の仕組みを、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、可能な限り速やかに是正することが喫緊の課題であるとの認識の下、実施するものです。</p>
19	<p>・平成28年7月29日に発表された運用変更の趣旨や本改正案の口(1)と整合性が取れない。事業者が敷地いっばいに太陽電池の設置を計画してきた場合、景観保全や災害防止のために地域や自治体が太陽電池を減らし十分な退距離の確保を要請しても、事業者はそれにより変更認定となるために要請にこたえず深刻なトラブルとなっていた。その状況を理解され、平成28年7月29日の運用見直しとなったと理解。折角20%以上の出力減少でも調達価格が変更されないとしたにも関わらず、今回また太陽電池の20%以上の出力減少で変更認定として調達価格が変更されるとなれば、また逆戻りになる。太陽電池の減少は、あくまで地域住民から景観保全と災害防止の観点から要請されるもの。この点をご理解いただき、設備の出力および太陽電池の合計出力の減少は全て変更の認定から除くしていただきたい。</p>	<p>太陽電池の減少は、景観保全と災害防止のみが理由ではないと考えています。太陽電池の合計出力を20%以上減少させるという大幅な変更が事後的に求められる場合は、もはや認定時とは別の事業になると考えるのが妥当であり、自治体等の要請に応じ、かつ、価格を変更した上で事業を行うことが適切であると考えます。</p>
20	<p>・今回の改正は再生可能エネルギーの導入という制度趣旨と反するのではないか。 ・国は再生可能エネルギー自給率の目標を22%~24%としていますが現在のままではほぼ不可能だと言われている。国は目標を達成するためにどのような考えがあるのか。未来構想がたたないまま今回のような法改正は理解できない。</p>	<p>今回の改正は、平成28年のFIT法改正と同様、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、認定取得後に調達価格を維持したまま安価にパネルの出力を増加させること(事後的な過積載)が可能であるという、国民負担の増大につながり得る現在の仕組みを、可能な限り速やかに是正することが喫緊の課題であるとの認識の下、実施するものです。今後も適切な調達価格を設定しつつ、再生可能エネルギーの投資の促進を図っていきたく考えています。</p>
21	<p>・FIT価格は、認定時のコストより決定されているので、事後的に安くしたパネルを増設することはモラル違反であり、パネル容量を固定することでそれを防ぐというのが今回の改正の目的と考える。 ・しかし過去のFIT案件の大多数は、そもそも敷地面積一杯にパネルを敷き詰めており、敷地に余裕がない。また仮に余裕がある場合や、隣地を追加して増設しようとした場合でも、電気的な制約が多く、一般に思われているほどの増設は難しいのが現実。</p>	<p>関係事業者、関係団体等へヒアリングを行った結果、事後的過積載が広く普及していることが明らかになりました。このような状況を改善し、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図るためには、本改正が必要と考えています。</p>
22	<p>・第2条各項の太陽電池出力については、いわゆる直流側の太陽電池のみでの合計出力の事で良いのか、PCS以降の連係出力とは違う認識でよいのか。 ・第2条文中にある、太陽電池と当該設備のそれぞれの使い分けと意味について教えていただきたい。</p>	<p>前段についてはご認識の通りです。 太陽電池は太陽パネルのことであり、当該設備とは太陽パネルも含んだ設備全体を示しています。</p>
23	<p>・規制の対象となっていなかったパネル容量を事後法的に固定し、変更時にFIT価格の変更を伴うことは、憲法29条財産権の侵害にあたる。</p>	<p>今回の改正は、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から必要不可欠なものであると考えます。また、あくまで改正省令・告示の施行後に、認定済みの太陽光発電設備に係るパネルの出力の変更に対して一定の制約を設けるものであり、FIT制度が保証する「認定を受けた設備・事業計画についての長期・固定価格での買取」を損なうものではないため、御指摘は当たらないものと考えます。</p>
24	<p>・諸外国の規制との比較はどうなっているのか。この規制変更にも合理性があるというなら最低限そのくらいは提示して頂きたい。あとから規制を追加していくのはやめていただきたい。</p>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るべく、我が国の実情に即した制度運用を行うことが重要であると考えます。また、FIT制度は規制ではなく、国民の皆様の御負担の下に成り立っている支援制度であり、今回の改正は国民負担との関係で問題となっていた部分を改めるもの、すなわち支援の一部を緩和するものであることから、御指摘は当たらないものと考えます。</p>
25	<p>・政策の論点として、過積載によって儲けていることが不公平という出発点で議論されてきた感じがする。リスクを取って事業を行うものを考慮していない。あまりにも急激な締め付けを行うと太陽光業界からプレイヤーが退出し、再生可能エネルギー全体に悪影響が出る。</p>	<p>今回の改正は、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、“事後的な”過積載について、調達価格の変更という一定の制約を設けるものであり、過積載自体を禁止するものではありません。また、調達価格は事業リスクを織り込んだものとして算定・設定されており、認定時の事業を前提とすれば、適正な事業リスクの下で事業を行っていただけるものと考えています。</p>

26	<p>・安定的なエネルギーミックスを目指す趣旨であれば、発電所容量の増加は良いものと考えますが、変更に対しての手間や縛りが増えることで技術的進歩等が阻害されるのではないかと。粗悪な低圧、高圧発電所を是正していくなかで何か具体案を検討しているのか。もちろん、後出し増設、パネル過積載による国民負担や利益追求型の粗悪なものに対しては厳格な対応が必要であると考えがどのような方向性なのか示して頂きたい。</p>	<p>今回の改正は、認定取得後に調達価格を維持したまま安価にパネルの出力を増加させること(事後的な過積載)が可能であるという、国民負担の増大につながり得る現在の仕組みを、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、可能な限り速やかに是正することが喫緊の課題であるとの認識の下、実施するものです。認定取得後のパネルの合計出力の増加に対して調達価格の変更という一定の制約を設けることにはなりません。事後的な過積載自体を禁止するものではなく、FIT認定時に予め過積載を行っていたことを否定するものでもありません。従って、技術的進歩が阻害されるという指摘にはあたりないと考えています。</p>
27	<p>・悪質業者の排除は必要だが、過去きちんと事業を行っている業者を潰すようなこの内容では、むしろ悪質業者ばかりが増えると思います。</p>	<p>今回の改正は、認定取得後に調達価格を維持したまま安価にパネルの出力を増加させること(事後的な過積載)が可能であるという、国民負担の増大につながり得る現在の仕組みを、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、可能な限り速やかに是正することが喫緊の課題であるとの認識の下、実施するものです。</p>
28	<p>・半民半官の企業である電力会社が得をするだけで、原子力発電所のような危険な電源を使った発電所ではなく、自然に無限にある再生可能エネルギーでの発電を促進している優良企業への嫌がらせとか思えない。</p>	<p>今回の改正は、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るという目的を達成するために必要な措置であり、今回の改正で電力会社が利益を得るとすることは想定しておりません。</p>
29	<p>・太陽光の出力については、具体的に開発の許認可が進むまで確定が難しいことから、変更認定の対象となるのは厳しい。</p>	<p>国民負担抑制の観点からは、実際に使用されるパネルが確定された時点で調達価格が決定されるべきであると考えています。</p>
30	<p>・エネルギー自給率を上げる方向に向かっているのか、あるいは、太陽光発電を利用してお金儲けをする投資家や業者をつぶす方向に向かっているのか。 ・再生可能エネルギーによるエネルギー自給率を上げ、CO2削減に貢献するので、制限するべきではないと思う。</p>	<p>今回の改正は、認定取得後に調達価格を維持したまま安価にパネルの出力を増加させること(事後的な過積載)が可能であるという、国民負担の増大につながり得る現在の仕組みを、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、可能な限り速やかに是正することが喫緊の課題であるとの認識の下、実施するものです。</p>
31	<p>・みなし認定をいただければ、最長3年後までパネルの増設は可能。パネル価格の下落を待っていたのではなく、融資実行がされなかったため工期が順延されていた。パネル価格および設置工事費の費用は、2年前の単価のままでも結構です。この2年間で下落したパネルの単価および設置工事の差額は、そのまま再生エネルギー促進賦課金を管理する再生エネルギー促進賦課金・費用負担調整機関・再生エネルギー特措法交付金に返納いたしますので、パネル枚数増設の事前変更届を現行ルールのまま継続していただきたい。 ・蓄電池を利用して低圧1基に対し200kw以上のパネルを設置するような場合、権利や施設の転売目的案件を規制することは理解できるが、今回、私の所有する案件はそうではなく、限られた土地を最大限利用し、有利な事業性を活用するもの。</p>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制という趣旨に鑑み、認定取得後にパネルの出力が増加する場合は、調達価格を変更した上で事業を継続していただくことが適当であると考えます。</p>
32	<p>・3kWと3%の基準は何が根拠となっているのか。厳しすぎる。</p>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立という趣旨に鑑みると、出力を増加させる場合については数値の条件なしにすべからず価格変更の伴う変更申請とすることも考えられますが、関係事業者・関係団体へのヒアリングを行った結果、低圧施設での大規模な故障等が起きた際に効率化されたパネルを使用することを考慮して、一定程度の余裕を持たせることが適切と判断し、3%の要件を設けました。一方で、比率要件だけでは低圧施設が高圧施設よりも不利になるため、100kW(事業用太陽光の認定案件におけるおおよその平均)の場合に3%となる3kWの要件も課しました。</p>
33	<p>・モジュール型式のアップデートによるDC容量増加であっても、3kW又は3%以上DC容量が増加する場合には、調達価格等が変更になってしまうのか？</p>	<p>御指摘のとおりとなります。</p>
34	<p>・調達価格を決定する際の条件項目に「設備利用率」がある。これまでの調達価格等委員会では毎年十数%を基準としている。この数値に未達の発電所については、既存のパネルを残しつつも追加の増設を認めるべきと考える。また、経年劣化によって、同類の問題は多発することは容易に予想されます。今後の改正案では、これを捉えきれません。この点について、仮の今改正案が通った場合、今後の是正措置等についてご意見をいただきたい。</p>	<p>認定取得後に過去の高い調達価格を維持したまま安価にパネルを増設することができ、国民負担の増大につながり得る現在の仕組みは、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、改める必要があると考えます。 また、調達価格等算定委員会ですべて示されている設備利用率は、調達価格の算定に当たっての基準として採用されているものである一方、設備容量のような外形基準とは異なり、実際の設備利用率はある程度変動するものであるため、FIT認定を受けている全ての太陽光発電設備の設備利用率を個別に審査することは適当でないと考えます。</p>
35	<p>・技術面ではパワコン、モジュールも日々性能が上がり、現在、1台のパワコンに多数搭載できるようになってきたことも日本企業の技術進歩ですので、条件の幅を緩和して認めて頂きたい。</p>	<p>今回の改正は、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制を図る観点から、「事後的な過積載」について、調達価格の変更という一定の制約を設けるものであり、事後的な過積載自体を禁止するものではなく、FIT認定取得時に過積載をおこなっていただくことを否定するものでもありません。なお、御指摘のようなモジュールの性能向上も考慮し、3kW又は3%という基準を設定いたしました。</p>

36		<p>・賛成。パネル損壊等の理由で若干の出力増加があった場合も、3kWと3%の基準に収まる。また、3kWと3%以上は近年増えた既存設備への過積載に該当すると考えるが、これは想定されているIRR(6%)を著しく上回る収益が期待できる。</p>	<p>御指摘のとおりと考えています。</p>
37		<p>・低圧案件の事業者であります私は、銀行融資などの関係で、ようやく建設に取り掛かることができる条件が揃ってまいりました。パネルのレイアウトの最適化、地権者様との友好的な関係を維持するための配慮などを現在行っている。 ・道路に囲まれた一角内で隣接地番でない場所への、太陽光発電所の建設も必要となってくる可能性がございます。パネルのレイアウトも計画と、実際の設置が、全く同じでない場合も想定されます。どうか、これらにつきまして、ご配慮をいただけたらと、強く懇願いたします。</p>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るという、今回の省令・告示改正の趣旨に鑑み、規定は例外なく適用されます。</p>
38		<p>・改定案では増設3%・削減20%以内とあるが、50kW以内でも50kW近くで認定済みのものと、例えば、40kW以下などでは違う扱い方でも良いのではないかと申しますのも、50kW近くで申請していた方は、低圧目的で申請したものだと思えます。しかし、40kW以下の野立てなどの50kWより10kW以上低く申請した方は、もともと土地形状が複雑などの理由からもっと設置できたが少なく申請した方(私も同様)も多いので、設置してみたら土地に余裕があったというパターンもです。なので、一律に規制するのではなく例えば、40kW以下低圧は、設置後、1回限り軽微変更として認めるという柔軟な規定にしてほしいと思えます。 ・また、福島県は原発事故があり、FITのキッカケになった県のため県をあげて再生エネルギー拡大に取り組んでおりますが、被災市町村は山間部が多く、広い土地が少ないです。なので、福島被災市町村だけは40kW以下は認めるとかの配慮があれば、再生エネルギーモデルの完成が早まって被災地域としても再生が早まると思えます。</p>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るという、今回の省令・告示改正の趣旨に鑑み、規定は例外なく適用されます。 なお、福島については、FIT制度による支援に加え、「福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金」において、「福島新エネルギー社会構想」の実現に向け、阿武隈山地や県沿岸部における再生可能エネルギー導入拡大のための共用送電線の整備及び、当該地域における風力、太陽光等の発電設備等の導入を支援しています。</p>
39	<p>事後的な過積載 (数値基準等)</p>	<p>・告示案は、みなし認定事業者のうち、平成28年8月1日以降に接続契約を締結した後3年の運転開始期限が設定されている発電事業者(以下「運転開始期限ルール適用事業者」と)、それ以前に接続契約を締結した発電事業者について、同じ基準(3キロワット未満又は3パーセント未満の太陽電池の合計出力増加)で調達価格等の変更を定めているが、これは再生エネルギーの改正の経緯に反するだけでなく、運転開始期限ルールの適用を受けた発電事業者のパネル変更の権利を阻害し事業性の信頼にも反する改悪ではないか。 ・第2条第7項(3)号及び同項(3)号の調達価格等の変更の基準のうち、運転開始期限ルール適用事業者および接続募集案件に関する(3)号については、撤廃又は要件を緩和すべきである。</p>	<p>今回の改正は、本年4月1日に施行された改正FIT法の趣旨(再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る)を実現するべく実施するものであるため、平成28年8月1日以降に接続契約を締結した方(電源接続案件募集プロセスに参加中の方を含む)についても、平成28年7月31日以前に接続契約を締結した方と同じ基準を設けることといたしました。</p>
40		<p>・既設発電所のPVパネル増設については、設備認定時点の買取価格として認めるべきと考える。ただし、変更後の合計出力を2000kW未満とし、以下の条件の全てもしくはいずれかを満たす場合に適用すべきと考える。1. 増設パネル分を全て蓄電出来る蓄電池システムを設置し、原則日中は充電し、準夜間及び夜間に放電する事。2. 蓄電システムはPVパネルとパワーコンディショナーの間で結線し、DC側に設置する事。3. 災害時や緊急時には、蓄電池自体を一般開放し、災害電源拠点としての開放をする事。4. 蓄電池のシステムには、EV車への充電機能を持たせる事。 ・背景としては、昨今、日本では災害多発傾向にあり、発電所に蓄電池を設置する事により電源供給拠点としての開放をする事で、BCP対応への貢献をする事ができる。また、蓄電池もDC側に設置する事により商用電源とは切り離す事ができ、あくまで再生可能エネルギーのみの電力の充電となる事。増設条件として検討されるべき項目と考える。</p>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るという、今回の省令・告示改正の趣旨に鑑み、規定は例外なく適用されます。</p>
41		<p>・太陽光パネルの出力増加について、問題なのは、太陽光パネルが安くなった後に増加させること。これは早急に対応すべき課題であり、エネルギー庁の対応は少し遅すぎる。消費者の負担をなんだと思っているのか。国の役人は、この買取制度が国民の負担で成り立っていることを肝に銘じるべきだ。 ・しかも、「3kW未満もしくは3%未満の変更を除く」ということでは、規模が大きいほど有利になってしまい不公平である。たとえ2%増でも、メガソーラーの場合は我々消費者の負担に大きく押し掛かる。こういうものを許しては意味がない。 ・「3kW未満若しくは3%未満の変更の認定を除く」ではなく「3kW未満かつ3%未満の変更の認定を除く」とするべきではないか。原案では、規模が大きいほど過積載が認められやすくなってしまいう可能性はある。国民負担を抑えるために、規模にかかわらず3kWの増加が上限となるようにすべき。</p>	<p>今回の改正については、可能な限り速やかな公布・施行を目指して作業を進めているところです。今回の趣旨は再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図ることにあり、まさにご指摘の点も踏まえた改正になります。 また、御指摘を踏まえ、条文を「3キロワット未満かつ3パーセント未満の変更の認定を除く」に修正いたします。</p>
42		<p>・太陽光電池は常に微弱に劣化するものであり、設備認定当初の太陽光電池最大出力を維持することはできないが、こうした場合の増設まで規制するのは不適切。</p>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立という趣旨に鑑みると、出力を増加させる場合については数値の条件なしにすべから価格変更の伴う変更申請とすることも考えられるが、故障等を考慮し、関係事業者等へのヒアリングを踏まえ、条件に一定程度の余裕を持たせています。</p>
43		<p>・当初申請していた連係容量に対して最適化した結果、連係容量を下げた結果、過積載となった場合には、確保していた連係枠を解放するという国民負担を下げる行動をとったこと、更に認定時に比べてパネル容量が3%以上増えていないこと条件に配慮してはいかかと思う。</p>	<p>パネル容量に変更がなければ、今回の改正で手続きが変更される項目には当たりません。</p>



44	<p>・平成28年7月31日以前接続のものでも、その後自治体が条例制定等によって既存不適格となった場合、太陽電池の減少を要請する可能性がある。従ってこちらも同様に20%以上の減少でも変更認定としないとしていただきたい。</p>	<p>太陽光パネルについて20%以上もの減少が生じる場合は、もはや認定時の事業とは別の事業であると考えることが妥当であり、変更認定を経て最新の調達価格により事業を行っていただくことが適切であると考えます。</p>
45	<p>・合計出力の減少幅は20%では少なすぎる。もつと幅を持たせるべき。 ・第2条各項内で、太陽光電池の出力減少についても20%以上の減少時には変更認定申請が必要となり、調達価格についても変更されるが、こちらの意図について教えて欲しい。</p>	<p>パネルの合計出力を認定後に増加させることに制約を設けると、予め過大な計画を作成・提出した上で、事後的に減少させて調整するという行動がとられるおそれがあることから、認定後のパネルの減少についても一定の制約を設けることが適当であると考えます。 パネルの合計出力が20%以上減少する場合は当初の計画からの大幅な変更と考えられるため、調達価格の変更を伴う変更認定申請を要することとします。</p>
46	<p>・農地転用など土地利用許可を得るのを待っている案件も同じ扱いか。 太陽光発電への農地転用は審査が厳しく、時間がかかり、申請当時のパネル型番が古くもう生産しておらず、3kW、3%を超えてしまう。規則に則って手順を踏んだ人が損をし、規則の盲点を突いた人が損をしないという状態が生まれる、そのあたりはどのように検討してどのような結論になったのか。検討されていないのであれば、除外規定も必要ではないか。</p>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るという、今回の省令改正の趣旨に鑑み、規定は例外なく適用されます。高効率のパネルを使わなければならない場合は、その分の国民負担の抑制を図るため、価格を変更するか、パネルを減らして対応することとなります。</p>
47	<p>・40円や36円案件といった。高い調達価格を取得している設備に対してのみ規制をするべき。 ・24円の案件等が見直されるとファイナンスがつかなくなる。</p>	<p>24円案件等であっても、元の調達価格を維持したまま、安価に設備を設置すれば、国民負担の増大につながるため、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るという、今回の省令・告示改正の趣旨に鑑み、一律に規制をすることとします。</p>
48	<p>・小さな発電所に対する、3%の基準は厳しすぎる。1MW以上の案件を対象とするべき。 ・10kW未満の太陽光発電設備は、今までの認定出力の変更において価格区分の見直しから除外されていた。今回の改正で10kW未満のパネルの増設を対象とすると矛盾が起きるのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、10kW未満の太陽光発電設備におけるパネルの合計出力の変更については、調達価格の変更を伴う変更認定の対象からは外すこととします。</p>
49	<p>・認定に係る発電出力を増加させる変更であって、増加後の出力が2,000kW以上となる場合を除外事由と定めた理由を御教示いただきたい。</p>	<p>増加後の出力が2,000kW以上となる太陽光発電設備の調達価格については、入札により決定されることとなるためです。</p>
50	<p>・特別高圧の案件の扱いが告示(案)上見当たらなかったが、どのような扱いになるのか？たとえば、みなし認定で特別高圧になっている案件の太陽電池の合計出力の変更のルールについて、高圧等と同じように、3%以上の増加、あるいは20%以上の減少になる場合に、調達価格等変更扱いになるのか？</p>	<p>2,000kW以上の太陽光発電設備の調達価格については、入札により決定されることとなり、その価格の扱いについては「入札実施指針」で定められております。ただし、みなし認定事業者に係る2,000kW以上の太陽光発電設備について、平成29年度中にパネルの合計出力の3kW以上の増加又は20%以上の減少が行われる場合は、21円に消費税等相当額を加えた額が調達価格となります。</p>
51	<p>・連系出力まで減少する案件については、FIT価格の見直し対象から除外すべき。</p>	<p>太陽電池の合計出力が20%以内の減少であれば、調達価格の変更の対象とはなりません。これ以上の減少については当初の計画からの大幅な変更と考えられるため、価格変更を伴う変更となります。</p>
52	<p>・省令改正案では、調達価格の変更を伴わないのは、太陽電池の増設有無に関わらず、太陽電池の出力合計が「3%未満の場合に限る」とされたが、大規模新設案件の運用などについては対象外の措置とすること。</p>	<p>今回の改正は、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制を図る観点から、「事後的な」過積載について、調達価格の変更という一定の制約を設けるものであり、事後的な過積載自体を禁止するものではなく、FIT認定当初からの過積載を否定するものでもありません。</p>
53	<p>・増設したパネルの分だけ、価格を変えるということは出来ないのか。</p>	<p>これまでも発電出力の変更については、発電出力全体の価格が変更されることとなり、パネルの出力変更についても同様となります。仮に、増設分のみ新しい調達価格を設定する場合、設備ごとに異なる価格を持つこととなり、事務処理が著しく煩雑化することにより、行政コストの増大につながり、これが国民負担の増大に繋がる懸念もあります。</p>
54	<p>・パネルの破損等により、パネルの交換した際、後継機種の変換効率が上がっていることにより、やむを得ずパネル出力があがる場合は除外してほしい。これでは調達期間中の交換工事ができない。</p>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立という趣旨に鑑みると、出力を増加させる場合については数値の条件なしにすべからず価格変更の伴う変更申請とすることも考えられるが、故障等を考慮し、関係事業者等へのヒアリングを踏まえ、条件に一定程度の余裕を持たせています。</p>

55		<p>・エネルギー白書2017には、「導入が急速に進んだ太陽光発電については、早期の自立化に軸足を置きつつ、コスト効率的な形での導入を進める仕組みを作る」とある。それであれば、コスト効率的な形である限りにおいては、パネル容量の増加を行うことで事実上のペナルティが課されるのはおかしい。</p> <p>・今回の変更案どおりに施行されると以下のケースが想定される。①後継モデルとして発売された若干容量の大きな太陽電池パネルに変更すると、(その発電設備の発電電力量全体の)買取単価が下げられる。だからといって買取単価を維持するためにパネル枚数を枚数を減らすことは、敷地や、一部のパワコンの入力回路・容量を余すことになり、非効率である。②固定価格での買取期間がまだ残っている時期、例えば15年目に、さらに長期的な発電設備の運用を前提に、同じ枚数でより高効率な太陽電池パネルを交換すると(その発電設備の発電電力量全体の)買取単価が下げられる。③耕作放棄地の処分の困っているので買い取ってほしいと隣地の地主から希望があったので、買い取ってパネルの増設をすると、(その発電設備の発電電力量全体の)買取単価が下げられる。それを避けるために別の発電設備にしようとするのは、敷地分割に該当する。</p> <p>・パネル増量の増加を行うとその発電設備の発電電力量全体の買取単価をその年のものに引き下げてしまうというのは乱暴。コスト効率的にパネル容量を増加させる行為自体は奨励しつつも、発電事業者が過大な利益を得ることのないよう、パネル容量の増加を行った場合には、増加前の容量・買取単価、増加する容量・増加時点の買取単価、固定価格買取期間の残り年数、増加前後のそれぞれのいわゆる「過積載」率をもとに係数を算出し、買取単価にその係数を乗じることで、結果、発電事業者の利益が過大とならないようにしてはどうか。</p>	<p>これまでも発電出力を変更する場合は、発電設備全体の価格が変更されることになっており、パネルの合計出力の変更についても同様とします。仮に、増設のみ新しい調達価格を設定する場合、設備ごとに異なる価格を持つこととなり、事務処理が著しく煩雑化する恐れがあります。</p>
56		<p>・営農型発電設備について支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備(営農型発電設備)については、農地の転用許可にあたり、農水省より、「下部の農地で農業生産が継続されるよう確保する必要がある、また、周辺の営農に影響を与えないことが重要」とされている。</p> <p>・営農型発電設備については、現状、国内での実績が少なく、多くの事業者で設計・建設の経験に乏しいこと、また、生産する作物や気候状況など、下部農地の事業計画によって、パネルの角度や間隔、種類が大きく変更となる可能性があり、当初申請時点で太陽電池の合計出力を精緻に設計することが困難。</p> <p>・上記に加え、農水省の基準では、「申請に係る転用期間が3年以内の期間」、「簡易な構造で容易に撤去できる支柱」、「営農型発電設備の周りの農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」など、経産省の基準とは別軸での基準が定められており、通常の太陽光発電設備と同様の基準を当てはめるのは不適切ではないか。</p> <p>・については、営農型発電設備の太陽光電池の合計出力においては、例えば、売電開始以降の出力変更について規制する、あるいは出力増減の想定幅を50%程度に広げるなど、柔軟な運用をしていただくことを希望。</p>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るとい、今回の省令改正の趣旨に鑑み、規定は例外なく適用されます。やむを得ず太陽電池の合計出力を変更する場合でも、価格を変更するか、パネルを減らして対応することとなります。</p>
57		<p>・発電量が増加することを防ぐのが改正の目的とすれば、追尾式の架台を使用した場合も過積載同様の結果を得られることとの整合性はどうか。</p>	<p>今回の改正は、発電量が増加することを防ぐことが目的ではありません。認定取得後にパネルを増設して過積載をする場合、届出のみで事業計画が変更可能なため、元の調達価格を維持したまま発電量を増加させることができ、過去の高い調達価格を維持したまま、適用される調達価格の想定コストより安価に設備を設置することができ、国民負担の増大につながるという現状を踏まえ改正を行うものです。</p>
58		<p>・過積載の調達価格を下げるのは、蓄電池の普及を妨げるのでもう少し待ってほしい。</p> <p>・蓄電池の補助金は太陽光などの不安定電源を安定電源にしていくための実証実験をするために使われたはずである。やっとな蓄電池の技術が上がってきた状態で今後過積載をすることが困難になっていくことは税金を無駄にしたことになるではないか。</p>	<p>今回の改正は、国民負担の抑制を図る観点から、「事後的な」過積載について、調達価格の変更という一定の制約を設けるものであり、過積載自体を禁止するものではありません。御指摘の蓄電池の活用や系統安定化のため、FIT認定時に予め過積載を行うことを否定するものではありません。</p>
59	事後的な過積載(適用対象等)	<p>・パワコンに対する太陽電池パネルの過積載案件(パワコン容量が上限値の場合)に関しては、蓄電池を併設する形で発電を平準化、ベース電源が振れず安定して電力網へ逆潮流する。その様な電力会社の持つ既存発電所への負担を減らす制御が効く技術を採用する事で過積載が可能として欲しい。</p>	<p>今回の改正は、国民負担の抑制を図る観点から、「事後的な」過積載について、調達価格の変更という一定の制約を設けるものであり、事後的な過積載自体を禁止するのではなく、FIT認定当初からの過積載を否定するものではありません。従って、御指摘の蓄電池の活用や系統安定化のため、FIT認定時に予め過積載を行うことを否定するものではありません。</p>
60		<p>・太陽光発電システム10kW未満の出力増加に伴う買取単価の変更について、既設の住宅用太陽光発電システムにハイブリッドパワーコンディショナーを使用した蓄電池を後付けした場合、パワーコンディショナーが変更になり、太陽電池モジュールを増やしていないにも関わらず、出力が増加し買取単価が変更になるケースがあります。よってモジュールの増設が伴わないのに出力が増加する事例が考えられますので、10kW未満は是非考慮いただきたいです。</p>	<p>御指摘を踏まえ、10kW未満の太陽光発電設備におけるパネルの合計出力の変更については、調達価格の変更を伴う変更認定の対象からはとします。</p>
61		<p>・事後の設置に関しても、現状のとおり設置時の単価による適用が適切。現状の発電出力を認定しその期間を設定するという本来の制度は、系統への負担という観点で考えても妥当。今回の変更はその期間の発電効率を上げるという発電事業者の事業改善の創意工夫やバッテリーを用いたシステムを利用し再生可能エネルギーをいかに安定供給させていくのか等の技術革新の芽を奪ってしまう変更でもあり国際的な競争力を著しく低下させる。</p>	<p>今回の改正は、国民負担の抑制を図る観点から、「事後的な」過積載について、調達価格の変更という一定の制約を設けるものであり、事後的な過積載自体を禁止したり、FIT認定当初からの過積載を否定するものではなく、ご指摘の技術革新の機会を奪うものではないと考えています。</p>

62	<p>・太陽光発電は原発や火力発電などとは違い、日照に強く関係し、不安定なもの。だからこそ、過積載をためる蓄電池など、新しい考えが必要。ここで規制をするのではなく、緩和すべき。蓄電池など発展の可能性のあるものに関しては、規制ではなく、例外を作ってみてはどうか。</p> <p>・太陽光発電設備の一部として蓄電池を設置する場合、太陽電池の合計出力が増加する変更が行われても、調達価格の変更対象外とすべきである。</p> <p>・蓄電池を同時に設置することにより導入コストが上がり、発電調整が可能となる利点が生まれる。また、災害時における周辺地域の電源確保にもつながりメリットが大きいと考えます。</p>	<p>今回の改正は、国民負担の抑制を図る観点から、「事後的な」過積載について、調達価格の変更という一定の制約を設けるものであり、過積載自体を禁止したり、FIT認定当初からの過積載を否定するものではありません。蓄電池を設置するために太陽電池の合計出力を増加させる必要がある場合は、調達価格の変更を行った上で事業を継続することが可能です。</p>
63	<p>・発電所設置前→現行通り(パネルの過積載分に関しては変更可能)</p> <p>・発電所設置後→規制すべき(後付けで一定以上のパネル追加(出力値の5%程度)は全体の売電価格を下げる、また引越しにより野立ての発電所移動も禁止)</p> <p>一定以上とした理由は不測の事態により、破損等で交換が必要になる場合が考えられるためです。</p>	<p>今回の改正は、認定取得後に調達価格を維持したまま安価にパネルの出力を増加させること(事後的な過積載)が可能であるという、国民負担の増大につながり得る現在の仕組みを、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、可能な限り速やかに是正することが喫緊の課題であるとの認識の下、実施するものです。発電所の設置前であっても、調達価格の想定コストより安価にパネルの増設が可能である以上、国民負担の増大につながる可能性があるため、発電所の設置の前後に関わらず、措置することとします。</p>
64	<p>・改正省令案では、3kwを超える出力の増加は買取価格の変更を伴うとあるが、太陽電池パネルの性能は毎年向上しており、普及品の同一規格パネルでも過去4年で10%程度の性能アップがみられる。したがって、今回の省令が施行された場合、今後パネルの故障・破損等に伴ってパネル交換が必要となった場合などに、当該時点での製品を使うことができなくなる可能性がある。(性能向上によりやむをえず出力増加してしまう。)こうした対応は非常に非効率かつ高コストになる。そのため、故障・破損等にともなう代替品の使用に伴う出力増加は、改正の対象外とし、買取価格を維持できるように改正案を修正すべきである。</p>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立という趣旨に鑑みると、出力を増加させる場合には数値の条件なしにすべからず価格変更の伴う変更申請とすることも考えられるが、低圧の施設で大規模な故障が起きた際に、高効率のパネルを使用せざるを得ない状況を踏まえ、関係事業者等へのヒアリング結果に基づき数値要件を付けています。この場合、故障等によるパネルの交換は全体の一部であると想定されるため、「合計出力」との関係では、たとえ御指摘のようにパネル1枚の効率が10%向上していたとしても、直ちに3%又は3kWの閾値を超えるものではないと考えます。</p>
65	<p>・太陽光モジュールは日進月歩で研究開発が進んでおり、FITが導入された5年前と比べて1枚当りの出力は20～30%増加しています。例えば、現在稼働している発電所のパネルが想定以上の台風等によって破損した場合、旧型のパネルは生産を停止しているため、新しい太陽光パネルで修理することになります。しかし、同じ枚数のパネルを設置しても太陽電池の出力が増加してしまい、修理によってFIT単価が見直しになってしまうという事態が起きてしまいます。</p> <p>・また、太陽光発電所の建設は、案件が進行するにつれて造成計画等もより効率的になるよう見直しをしていきます。より良い発電所にするためにパネル等の部材の見直しもギリギリまで行われます。太陽電池の出力変更がたった3%変更になるだけでFIT単価がリセットされてしまうのでは、こういった事業者の企業努力を無効化してしまう可能性が非常に高いです。以前のパネル変更不可の時のようにパネルメーカーの競争が阻害されて、結局的には業界全体のコストアップ要因になる懸念もあります。</p>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立という趣旨に鑑みると、出力を増加させる場合には数値の条件なしにすべからず価格変更の伴う変更申請とすることも考えられるが、関係事業者・関係団体へのヒアリングを踏まえ、低圧の施設で大規模な故障が起きた際に、高効率のパネルを使用せざるを得ない状況を想定し、今回の数値要件を設けることとしました。この場合、故障等によるパネルの交換は全体の一部であると想定されるため、「合計出力」との関係では、パネル1枚の効率が大きく向上しているからと言って直ちに3%又は3kWの閾値を超えるものではないと考えます。なお、造成計画等の見直しをするのであれば、計画が見直された時点での最新の調達価格で事業を行っていただくことが、再生可能エネルギー最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図る観点から、適当と考えております。</p>
66	<p>・合計出力変更の認定に関して、認定後の過積載による廉価なパネル追加を対象としているようですが、今後、太陽電池メーカーのロット不良等による大量のパネル交換が生じた際に、建設時のパネルは製造しておらず、たった3年の間でも20%の出力が工場している状況の中、もしこの告示通りになると買取価格を維持したい為に、大幅な配線変更工事し、出力維持のために、パネル枚数を減らし発電量を建設時に合致する等の後ろ向きな策が事業者が必要になります。</p> <p>・これは、技術革新によりメーカーがパネルを高出力にして、政府のエネルギー政策の目標に近づけるべく再生可能エネルギーの発電量増大のチャンスをつぶしてしまい、国、及び国民にとっても大変不利益な問題である。パネルの出力で制限するのではなく、パネルの枚数を制限すべきである。</p>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立という趣旨に鑑みると、出力を増加させる場合には数値の条件なしにすべからず価格変更の伴う変更申請とすることも考えられるが、関係事業者・関係団体へのヒアリングを踏まえ、低圧の施設で大規模な故障が起きた際に、高効率のパネルを使用せざるを得ない状況を想定し、数値要件を設けることとしました。この場合、故障等によるパネルの交換は全体の一部であると想定されるため、「合計出力」との関係では、パネル1枚の効率が大きく向上しているからと言って直ちに3%又は3kWの閾値を超えるものではないと考えます。また、今回の改正は、認定取得後に調達価格を維持したまま安価にパネルの出力を増加させること(事後的な過積載)が可能であるという、国民負担の増大につながり得る現在の仕組みを、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点からは是正するものです。パネルの枚数に一定の制約を加えたとしても、高い調達価格を維持したまま、事後的に安い単価のパネルを設置することを防ぐことができず、今回の省令・告示改正の目的を達成できないと考えています。</p>
67	<p>・省令改正案では、調達価格の変更を伴わないのは、太陽電池の増設が無関係に問わず、太陽電池の出力合計が「3%未満の場合に限る」とされたが、大規模新設案件の運用などについては対象外の措置とすること。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>1)太陽電池の性能向上は、年々進んでおり、3～4%/年の効率向上も見込まれるようになっている。</p> <p>2)メガワタの案件においては、設計開始から運転開始まで2～3年必要とするケースもある。結果、この間に太陽電池の性能向上は3%を超えるものとなり、事業認定後に変更申請するケースが生まれる。「設計時の商品を使うこと」の意見あるかもしれないが、メーカーによる技術開発を阻害する制度運用は避けるべきである。</p>	<p>今回の改正は、認定取得後に調達価格を維持したまま安価にパネルの出力を増加させること(事後的な過積載)が可能であるという、国民負担の増大につながり得る現在の仕組みを、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点からは是正するものです。この趣旨に鑑みれば、むしろ国民負担の増大につながりやすい大規模案件こそ対象であるべきだと考えます。</p>
68	<p>・修理で太陽電池の交換を行う場合、合計出力が3kWを超える可能性が考えられます。例えば、『270W × 8,888枚 = 2,399kW』のシステムで 交換用MOの出力が『280W』とすると、300枚の交換で合計出力が3kW増加となり、この場合、売電価格が変更となります。このまま改正されると、将来的に修理による太陽電池交換が容易に行えなくなります。</p> <p>・20年間の長期間、太陽電池交換による修理では、交換品の出力アップが予測でき、現実的に3kWの増加は発生する可能性が高い。修理に関しては、価格変更の対象外とすべきである。</p>	<p>今回の改正は、認定取得後に調達価格を維持したまま安価にパネルの出力を増加させること(事後的な過積載)が可能であるという、国民負担の増大につながり得る現在の仕組みを、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点からは是正するものです。例示いただいた想定ケースで、300枚以上もパネルを交換する必要がある場合は、本改正の趣旨に鑑み、パネルの枚数を減らしていただくか、価格を変更していただくことが適当と考えております。</p>



69		<p>・系統入札募集プロセスに参加している案件に関しては、現在みなし認定の申請も行えず、また募集プロセス次第で容量も変わるおそれがある。経過措置等はないのか。</p>	<p>電源接続案件募集プロセスに参加中の案件についても、本改正省令・告示の施行日以降に太陽電池の合計出力を3%又は3kW以上増加させる場合は、調達価格の変更を伴う変更認定申請が必要となります。</p> <p>当該プロセスに参加中の案件は、系統増強費用の負担額を調整しているところであり、未だ接続契約を締結していないことから、事業の実施が確定しているものではありません。再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るとして今回の改正の趣旨に照らせば、むしろ接続契約締結時の最新の調達価格で事業を行っていただくことが適切であり、経過措置を置くことは適当ではないと考えます。</p> <p>ただし、事後的にパネルの出力の変更を行うものでなければ、現在確定済みの調達価格は維持されることとなります。</p>
70	電源接続案件募集プロセス	<p>・募集プロセス実施中の案件について、プロセスの制度上から接続契約が未締結であるため、事業認定申請も特例として猶予されている状況。現時点では、制度の上で、3%以上の太陽電池出力の増加に伴う変更届も提出できない状況だが、募集プロセス案件については、プロセス終了～接続契約締結後の事業認定申請時に増加後の太陽電池出力を届出すれば、届出が新制度移行後であっても、取得済の固定価格を維持できると考えているが、相違ないか。</p>	<p>電源接続案件募集プロセスに参加中の案件についても、本改正省令・告示の施行日以降に太陽電池の合計出力を3%又は3kW以上増加させる場合は、調達価格の変更を伴う変更認定申請が必要となります。</p> <p>当該プロセスに参加中の案件は、系統増強費用の負担額を調整しているところであり、未だ接続契約を締結していないことから、事業の実施が確定しているものではありません。再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るとして今回の改正の趣旨に照らせば、むしろ接続契約締結時の最新の調達価格で事業を行っていただくことが適切であると考えます。</p> <p>ただし、事後的にパネルの出力の変更を行うものでなければ、現在確定済みの調達価格は維持されることとなります。</p>
71		<p>・募集プロセスの参加事業者等に係る本改正案の適用関係に関して、平成28年改正法附則に規定する電源接続案件募集プロセスの参加事業者などが旧法に基づいて有していた設備認定は、当該事業者が平成28年改正法附則第6条3項の規定によって、再エネ特措法第9条第3項の認定を受けたとみなされるまでは、その効力は有すると考えるが、資源エネルギー庁の見解を確認したい。</p> <p>・また、特定旧接続請求者が、平成28年改正法附則6条3項の規定によるみなし認定事業者となるまでの間に、太陽光パネルの増設ないし基本様式の変更を実施しようとする場合、再エネ特措法との関係でいかなる手続きをとるべきか、資源エネルギー庁の見解を確認したい。</p>	<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号。以下「平成28年改正法」という。)附則第6条第2項の規定により、電源接続案件募集プロセス参加者(特定旧接続供給者)の旧認定については、旧法第5条(一般送配電事業者等の接続の請求に応ずる義務)、第6条第6項(旧認定の取消し)並びに第41条第1項、第4項及び第5項(報告徴収・立入検査)の規定は、なおその効力を有することとされています。</p> <p>また、特定旧接続請求者については、旧法の規定は上記を除き効力を有しないため、旧認定の変更を行うことはできません。また、平成28年改正法附則第6条第3項の規定により新法の認定を受けたものとみなされるまでの間は、新法に基づく変更も行うことができません。したがって、特定旧接続請求者は、FIT法との関係ではいかなる変更手続も行うことができません。</p>
72		<p>・仮にパネルの規制がかかったとしても、蓄電池等の設置も国民負担は増加する。パネルの規制だけというのは不公平。</p>	<p>今回の改正は、発電量の増加を防ぐことが目的ではなく、認定取得後に調達価格を維持したまま安価にパネルの出力を増加させること(事後的な過積載)が可能であるという、国民負担の増大につながり得る現在の仕組みを、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、可能な限り速やかに是正することが喫緊の課題であるとの認識の下、実施するものです。</p>
73		<p>・FIT価格は、過積載の概念を用いずに調達価格を算定されており、事業者は利益があがるものの、国民は毎月の電気代に税金のような再エネ賦課金が更に増えることを意味し、(国民が知らないかもしれませんが)納得しない国民も多いと思います。</p> <p>・更に、事後法のような形でパネル変更が可能となり、事業者は国産から海外パネルに変更し、工事代も下げ、安価に投資が実行できたが、国民負担は増す限りで、更に外資による投資が多い現状を考えると、まじめな国民が外資を含む事業者にも多額のお金が払っていることになる。</p> <p>・このような前提に立つと申請・認定時のKWと同量のパネルKW分は認定時の買い取り価格で運用し、実際に工事を実施し、売電開始した時のパネルKW値(DC値)が先の認定時にKW値(いずれか小さいほう)との間で3%以上差異があった場合には、その差分が売電開始時の買い取り価格として、買い取りを実行するという方法も考えられます。最大限の再エネ導入と国民負担の抑える原理原則に照らして考えると、その差分が国民負担が発生しないように卸価格での買い取りとして運用する方法も考えられます。更に勝手に変更したということで、無償で引き取るという方法も考えられます。</p> <p>・上記のいずれがよいかは、最大限の再エネ導入と国民負担をできるだけ抑えるという原則から決めて頂ければと思います。</p>	<p>これまでも発電出力の変更する場合は、発電出力全体の価格が変更されることになっており、パネルの合計出力の変更についても同様となります。仮に、増設のみ新しい調達価格を設定する場合、設備ごとに異なる価格を持つこととなり、事務処理が著しく煩雑化する恐れがあります。</p>
74		<p>・FITの運用が非常に甘い。特に初期のメガソーラーに対する買取価格の調整がまったく機能していなかったことが問題。</p>	<p>再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るべく、FIT制度の適切な運用にしっかりと取り組んでまいります。</p>

75		<ul style="list-style-type: none"> <li>再生エネルギー一代が昨年の倍になっている制度に上手く乗った企業等が美味しい思いをし、庶民、一般国民が負担を強いられる制度は根幹からの見直しが必要。</li> <li>再生エネルギーは必要だが、自然破壊、高額な買取価格、外国企業からの部材と所有者など、国内の財産、活性化には全くむすびつかないどころか、搾取されている。パネル増設などは特に制限するべきで、設置時に遡る価格適用など論外で、当時の半額以下でモジュール調達ができ、効率も上がっているのに事業者のみ上手い思いをするのは許せない。</li> <li>買取価格も大幅に見直すべきで、これ以上の負担は国の発展に影響を及ぼしかねない。法改正をしてでも20年の長期買取保証価格を見直すべき。</li> <li>将来、モジュールの大量廃棄問題も明らかに発生する。一定規模以上の発電事業者への税金負担を増加しその負担増分を研究開発に使うべきであると考えます。買取価格に応じた事業者への増税で、少しでも消費者負担を減らすべきこと、3%以上の増設は認めないかそれ以上の場合には現行買取価格を全サイトに提要求すること、長期間塩漬けされた案件は即刻は排除し、優良案件を先にするべきです。</li> </ul>	<p>御指摘のとおり、FIT制度は国民の皆様の御負担の下に成り立っている制度であり、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点からは、認定取得後に調達価格を維持したまま安価にパネルの出力を増加させることが可能であるという、国民負担の増加につながり得る現在の仕組みは、可能な限り速やかに是正することが必要であると考えます。このため、今回の改正では、パネルの出力を3%又は3kW以上増加させる場合は、調達価格の変更を伴う変更認定申請を求め、設備全体について最新の調達価格を適用することとします。</p> <p>調達価格については、再生可能エネルギー電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用を基礎に、原則として毎年度算定します。そのため、今後コスト低下等が起きた場合は、それを踏まえて算定を行うため、調達価格が引下げられることとなります。</p> <p>御指摘のような調達価格に応じた事業者への増税は、固定価格での長期買取を保証するFIT制度の趣旨を損なうため、適切ではないと考えます。また、本年4月1日に施行された改正FIT法により、接続契約を前置とする新たな認定制度を創設するなど、御指摘のような長期未稼働案件の排除と新たな未稼働案件の発生の防止に取り組んでいます。</p>
76		<p>本改正案においては、過去に行われた過積載に対して特段の対応を実施しないこととなっている。過去に認定を取得した太陽光案件が順次稼働するなかで、FIT買取費用はエネルギーミックスで想定されている3.7～4.0兆円(2030年度)に急速に近づく見通しである。2030年度時点の買取費用は4.7兆円にまで上振れするとの試算もある。再エネ導入の拡大と社会的コストの最大限の抑制を両立させる観点から、過去の過積載によって生じている追加の国民負担の取り扱いについて十分な検討を行うべきである。</p>	<p>過去に行われた事後的な過積載に対する遡及措置に関しては、既に増設している案件の投資回収を極めて困難にし、事業者の不利益が過大になる可能性があるため、講じないこととします。</p> <p>他方で、御指摘の再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るという観点は非常に重要であると考えており、FIT制度の適切な運用にしっかりと取り組んでまいります。</p>
77		<p>FIT制度による国民負担は、既に当初の想定を超えて極めて重いものとなっており、今後とも増大していく見通しである。わが国経済の競争力を確保するに足る、国際的に見て遜色ない電気料金水準の実現に向けて、FIT制度の不断の検証と見直しを継続していただきたい。</p>	<p>FIT制度について不断の検証を行いつつ、運用で対処可能なものについては運用改善により機動的に対処するなど、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向け、適切な制度運用にしっかりと取り組んでいく考えです。</p>
78	国民負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民負担軽減のために優先して行うべきは、事後的過積載ではなく、未稼働の高価格買取案件である。</li> <li>また、過去の設備認定は、「他人の土地を地権者の許可も得ず、第三者が勝手に申請可能」であり、その後もその点について未稼働の高価格買取案件に対し補正が行われていないことの方が大きな問題である。</li> <li>まず買取価格が30円以上の未稼働の事業用太陽光の設備認定に対しては、期間を定め土地登記簿と地権者の印鑑証明付きの書類の提出を求めることを行い提出できないものは失効、次に過去の未稼働設備認定が永久に留保可能な状況の改正を行うべきである。</li> </ul>	<p>今回の改正は、認定取得後に調達価格を維持したまま安価にパネルの出力を増加させること(事後的な過積載)が可能であるという、国民負担の増大につながり得る現在の仕組みを、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、可能な限り速やかに是正することが喫緊の課題であるとの認識の下、実施するものです。</p> <p>なお、本年4月1日に施行された改正FIT法により、接続契約を前置とする新たな認定制度を創設するなど、御指摘のような長期未稼働案件の排除と新たな未稼働案件の発生の防止に取り組んでいます。</p>
79		<p>国民負担が増えるということになるが太陽光発電所建設や売電に伴いそのほかの間接的な税金を国、市町村として得ているということで国民負担が増えているということだけをいうのはおかしいのではないかと。国民負担の部分を国が税金を投入するというのも検討してする事をした方がよいのではないかと。固定資産税。消費税。電気事業税。売電で利益が出た時の法人税の関わる法人の社員役員の所得税様々な間接的な税金なども発生してくることになると考えられるが一部分だけを見て国民負担が大きくなるのでダメだというのはおかしいのではないかと。</p>	<p>一義的には、FIT買取費用の増加に伴う賦課金の上昇が、まさに国民の皆様御負担に直結するものです。FIT制度の運用に当たっては、再生可能エネルギーの導入を促す一方で、同時に、こうした国民負担を可能な限り抑制することが重要であると考えます。</p>
80		<p>今回の改正案を行うことについての事業者への十分な周知を実施しなかった中で、調達価格が当初からほぼ半減した現時点で、遡及的法制化を行うのは公正な形での国民負担軽減とは言えない。</p>	<p>今回の改正については、原案をお示しして行政手続法に基づく意見公募手続を実施したところであり、まさに御意見を頂戴したところであり、また、御指摘の遡及措置については、既に増設している案件の投資回収を極めて困難にし、事業者の不利益となりすぎる可能性があるため、講じないこととしております。</p>
81		<p>国民負担が増えると言えば、なんでも規制してしまうような政策運営は疑問。既設発電所の再エネの発電量を増やす有効な施策であるのに、それを規制するデメリットもあるはず。規制後に当該規制が適正に機能しているか、振り返りをされてみてはどうか。</p> <p>国民の負担を理由とした今回のパネルの増減規制の案には反対です。</p> <p>なぜならば、そもそもの設備認定、電力会社との契約はパネルとPCの低い方の出力で契約しているものである為です。例ですが、パネルを増設した発電所にも電力会社に流せる電力の最大出力が決まっており、ピークカットやPCの故障等のリスクを考えた上で設置することになりますので国民負担を理由に規制する事は間違っていると考えます。仮にパネル出力の規制がかかったとしてもノイズフィルターや蓄電池を導入によりパネルを増設したときと同じ発電量を得る事が可能ですので、同様に国民負担が増えます。なので国民負担を理由とした今回の案件には反対です。</p>	<p>今回の改正は、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制を図る観点から、「事後的な」過積載について、調達価格の変更という一定の制約を設けるものであり、事後的な過積載自体を禁止するものではなく、FIT認定当初において様々なリスクを考慮して過積載をすることを否定するものでもありません。</p>

82		<p>・FIT価格は、過積載の概念を用いずに調達価格を算定されております。</p> <p>例えば、1MWの設備を過積載させた場合の国民負担増額は、</p> <p>1)元設備の容量(仮に1MWp)</p> <p>2)過積載の差(当初想定100%→140%に増加)</p> <p>3)FIT設備が置かれている地域の平均発電能力(1200kWh/kWp/年:おおよその実平均)</p> <p>4)買い取り価格(40円/kWh)と卸価格(2016年の日中平均約10円)の差額(30円/kWh)</p> <p>5)FIT期間:20年間 (FIT終了後は卸価格として国民負担がないとして計算してない)</p> <p>6)過積載にした場合のロス量(1-5%程度なのでここでは無視した)を積算することで単純試算できます。</p> <p><math>1\text{MWp} \times (140-100\%) \times 1200(\text{kWh/kWp/年}) \times 20\text{年} \times (30\text{円/kWh}) = 2.88\text{億円}@1\text{MW}</math></p> <p>(上記は国民負担で、事業者が得るお金は、この1.33倍と多いため)</p> <p>一方40%増加するための追加設備コストは、数千万円規模と推定できる。</p> <p>(パネル+架台+ケーブル) <math>0.7\\$/\text{Wp} \times 400\text{KWp} \times 100\text{円}/\\$ + (\text{パネル工事}) 5\text{万円}/\text{KWp} \times 400\text{KWp} = 4800\text{万円}</math></p> <p>・このように、事業者に大幅な利益が得られることが分かる。なお、20年の年数を短くすることで割引率を考慮した試算も容易にできる。たしかに設備利用率が高まることは社会便益性から重要であるが、そのための国民負担が非常に大きい場合には、事業者に適切な負担を求めることが必要であると思います。</p>	<p>今回の改正は、御指摘のとおり、現行の制度の仕組みが、国民負担の増大につながる得るという現状を是正するためのものです。今後も適切な調達価格が設定された上で、事業者に事業を継続していただくよう、制度の不断の見直しを図っていきたく考えております。</p>
83		<p>・みなし移行認定手続きに時間を要しており、増設の手続きもできない状態だが、設置を先行して行っていた場合、どのような扱いになるか。</p> <p>・また、過去に増設はしたけど変更認定を行っていない、というケースもあると思いますが、そういったものはどのような扱いになるでしょうか。</p> <p>・ある程度猶予期間を設けて、申請内容と実態を是正するタイミングを与えないと、申請せずに増設するという方、申請内容と異なる設置を行うという方が増えるだけではないか。</p>	<p>50kW未満の太陽光以外の発電設備については7月21日から、50kW未満の太陽光については7月30日から、みなし移行認定手続き中に変更の手続きをできるよう、運用の変更を行っております。変更認定申請や変更届出をせずに太陽電池の合計出力を増加させて事業を行えば、認定された事業計画に従って事業を行っていないこととなり、認定の取消しの対象となる可能性があります。</p>
84	施行時期	<p>・事業者の責によらず移行手続きが遅延しているために、変更届での提出を行えない。このままでは、価格が見直されてしまい事業が成り立たなくなる。施行時期を見直すべき。あるいは、一定期間の猶予を設ける等、救済措置を設けるべき。</p> <p>・行政サイドの遅延に伴って、変更認定等かけられない状況下での、省令の改正は、行政手続き上あってはいけない。高圧同様、すぐにもでも低圧案件に関して、みなし認定受理前に並行して変更認定が出来るようにして頂きたい。</p>	<p>50kW未満の太陽光以外の発電設備については7月21日から、50kW未満の太陽光については7月30日から、みなし移行認定手続き中に変更の手続きをできるよう、運用の変更を行っております。</p>
85		<p>・「新制度への移行手続き完了前の事業計画の変更認定申請及び変更届出について」(平成29年7月20日発表)では「みなし認定事業者」のみが対象とされており、平成29年4月時点で527万kWと推定される猶予案件は、接続契約締結前には事業計画の提出が出来ないため、みなし認定事業者には認められる法改正前のパネルの出力変更が出来ない。一方的に猶予案件にされ、出力変更手続きもできず、みなし認定事業者と比べて著しく不利益な扱いを受けることになる。猶予案件では系統連系まで長期間かかる案件が多数あることも考慮した措置がなされるべき。</p>	<p>事業計画の提出が猶予されている案件に関しても、本改正省令の施行日以降に太陽電池の合計出力を3%又は3kW以上増加、あるいは20%以上減少させる場合は、調達価格の変更を伴う変更認定申請が必要となります。当該案件に関しては、未だ接続契約を締結していないことが多く、事業の実施が確定しているものではないと考えています。再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図ると今回の改正の趣旨に照らせば、むしろ接続契約締結時の最新の調達価格で事業を行っていただくことが適切であり、例外措置を置くことは適当ではないと考えます。ただし、事後的に太陽パネルの出力の増加を行うものでなければ、現在確定済みの調達価格は維持されることとなります。</p>
86		<p>・パワーコンディショナーの出力変更を伴わないパネル増設(「過積載」)を見逃してしまうことを防ぐ、姑息な手口は、法改正前と異なり黙認すべきではない。従って、過去の過積載行為に対しても、行為実施時の買取価格に改めるなど、厳格な措置を講じるよう強く要請。</p>	<p>遡及措置に関しては、既に増設している案件の投資回収を極めて困難にし、事業者の不利益が過大になる可能性があるため、講じないこととします。</p>

87	<p>・パワーコンディショナーの出力変更を伴わないパネル増設(いわゆる「過積載」)について、今回の告示改正案は、主に平成29年度調達価格を定めた告示(平成29年3月14日経済産業省告示第35号)への条文追加により、平成29年度中に実施した過積載行為に対しては平成29年度調達価格を適用することのみを定めるものであり、平成28年度以前に実施された過積載に対する対策は示されていない。</p> <p>・買取価格は、設備利用率や建設コスト等を前提に決定されている。10kW以上の太陽光発電について、制度開始時の平成24年度の設備利用率は12%だったものが、平成29年度の設備利用率は15.1%まで上昇、この間、買取価格は40円/kWhから21円/kWhに低下している。資源エネルギー庁資料によれば、過積載により設備利用率が20%以上となる場合もあるとされている。すなわち、当該設備において買取価格決定時より利用率が上昇し、且つ建設コストも下落基調にあることを背景に、当初想定を超える利潤を享受する事業者に対して、同制度が本来想定する適正利潤を適度的に求めることは、FIT制度における買取価格の原則(適正コストの反映)に照らして、極めて合理的なことである。</p> <p>・長期エネルギー需給見通しにおいて「再生可能エネルギー間のバランスの取れた導入や、最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立が可能となるよう制度の見直しを行う」とされてきたところ、事業開始時の高額な買取価格に依拠した過積載による営利行動は、それが何時実施されたものであっても、国民負担の抑制を阻害し、長期エネルギー需給見通しで示された政策の方向性とも逆行するものとして、厳に取り締まるべきものとする。</p> <p>・今や2.1兆円にも上る国民の賦課金負担を早急に圧縮することが求められる中、今回の告示改正に加え、過去の過積載行為に対しても、行為実施時の買取価格に改めるなど、厳格な措置を講じるよう強く要請する。</p>	<p>適及措置に関しては、既に増設している案件の投資回収を極めて困難にし、事業者の不利益が過大になる可能性があるため、講じないこととします。</p>
88	<p>・平成29年4月1日以降に変更認定を受け付けたものに加え、3月31日以前に合計出力の増加を行った案件についても、今回の省令の適用対象とすべきである。</p>	<p>適及措置に関しては、既に増設している案件の投資回収を極めて困難にし、事業者の不利益が過大になる可能性があるため、講じないこととします。</p>
89	<p>・適及して適用するのは、問題である。</p>	<p>適及措置に関しては、既に増設している案件の投資回収を極めて困難にし、事業者の不利益が過大になる可能性があるため、講じないこととします。</p>
90	<p>・旧認定において軽微変更認定済となっていたものについては、既に認定済なので、今回の省令の対象とはせず、軽微変更内容が本年9月より遅れた場合でも軽微変更として認めるべき。</p>	<p>既に変更認定が済んだ案件に関して、適及的に適用することはございません。</p>
91	<p>・告示改正案は、「平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に」「太陽電池の合計出力の変更の認定」がなされた場合には、FIT価格が低下すると読むことが可能です。このため、告示改正案の施行日後の変更のみならず、2017年4月1日から告示改正案の施行日までの間になされた変更認定によってもFIT価格が低下する(すなわち、適及適用される)のではないかと疑義があります。</p> <p>・そこで、「告示改正案は過去の変更について適及適用されず、告示改正案の施行日以前に届出を行えばFIT価格は低下しない」旨を、告示改正案の条文やそれ以外の方法(例えば資源エネルギー庁ウェブサイトなど)で明確化するべきです。</p>	<p>今回の改正省令・告示の施行前に行われるパネルの合計出力の変更は「届出」事項であり、「変更の認定」の対象ではありません。したがって、平成29年4月1日から本改正省令・告示の施行までの間にパネルの変更届出が行われたとしても、それが「変更の認定」ではない以上、改正後の告示において当該変更届出をもって「FIT価格が低下すると読むことができないことは、条文上明らかです。なお、適及適用に関しては、既に増設している案件の投資回収を極めて困難にし、事業者の不利益となりすぎる可能性があるため、講じないこととします。</p>
92	<p>・今回の改正について、現在既に増設軽微変更で申請している案件に関しては承認すべきです。日本はエネルギー自給率を2030年までに22~24%にする目標を掲げているので不要な措置であると感じます。</p>	<p>既に変更認定が済んだ案件に関して、適及的に適用することはございません。</p>
93	<p>・電気事業者との「接続契約」の変更を指しているのか、あるいは何か個別契約の変更を対象としているのか不明である。</p> <p>・「なっとく再生可能エネルギー」HPに掲載されている「変更内容ごとの変更手続の整理表」上の設備情報に係る配線方法および電気供給量の計測方法を指すのか。仮にそうだとすると、前述の変更がなぜ新調達価格を適用されなければならないのか。</p>	<p>電気事業者との接続契約に係る主要な事項の変更を指しています。どのような変更が主要な事項の変更に当たるかは、「なっとく！再生可能エネルギー」のウェブサイトに掲載する「変更内容ごとの変更手続の整理表」に記載します。</p>
94	<p>・改正案 第二条 7の二のイ(4)における新設条文につき、具体的にどのような事項が該当するのか不明確なので、解釈基準を明確にしたい。</p>	<p>電気事業者との接続契約に係る主要な事項に変更があった場合を指しています。具体的にどのような場合に主要な事項の変更に当たるかは、「なっとく！再生可能エネルギー」のウェブサイトに掲載する「変更内容ごとの変更手続の整理表」に記載します。</p>
95	<p>・接続同意に係る主要な事項の変更の認定を調達価格の変更事由とすべきではない。</p>	<p>改正FIT法の施行前も、電気事業者との接続契約に重要な変更があった際は価格が変更されていたところ、今回の改正は、改正FIT法の下でも同様の価格変更事由を規定するためのものであり、従前と扱いは変わりません。具体的にどのような場合に主要な事項の変更に当たるかは、「なっとく！再生可能エネルギー」のウェブサイトに掲載する「変更内容ごとの変更手続の整理表」に記載します。</p>

96	接続の同意に係る 主要な事項の変更	<p>・施行規則改正案第9条第10号及び告示改正案第2条第7項第2号イ(4)・同ロ(4)として「認定発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更」が加えられているが、これは、2017年改正後の制度の下では接続契約の締結が認定の前提条件となり、調達価格の決定時点が認定時点となっていることを踏まえ、従来の実務において、接続契約に(実質的に新規の契約締結とみなされるほどの)重大な変更が生じた場合には、当該変更がなされた日の属する年度のものに調達価格が変更される取扱いとなっていた点を反映させるため、接続契約に(実質的に新規の契約締結とみなされるほどの)重大な変更が生じた場合には、当該変更がなされた日の属する年度のもの、との理解でよいでしょうか。すなわち、「主要な事項の変更」とは、従来の実務においても、調達価格の変更が生じていたような、実質的に新規の契約締結とみなされるほどの重要な事項の変更をいい、これまでの実務において調達価格の変更を生じさせなかった程度の接続契約の変更は、「主要な事項の変更」には該当せず、調達価格の変更事由とはならないという理解でよいでしょうか。</p>	<p>基本的に、御理解のとおりです。具体的にどのような場合に主要な事項の変更に当たるかは、「変更内容ごとの変更手続の整理表」に記載します。</p>
97		<p>・接続同意に係る主要な事項の変更の認定が調達価格の変更事由とされているが、少なくとも、営業上の理由その他一般送配電事業者(電気事業法第2条第8号)の原因によって、かかる主要な事項の変更が生じた場合については、調達価格の変更事由とするべきではない。 &lt;理由&gt; ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第108号。その後の改正を含む。)の建付上、発電事業者は、一般送配電事業者から接続の同意を得る必要がある。 接続同意に係る主要な事項の変更の認定が調達価格の変更事由とされているが、その変更が生じた理由・原因に特段の限定はなされていないように見受けられる。 ・しかし、例えば、一般送配電事業者の営業上の理由その他の一般送配電事業者に帰すべき理由により、接続の同意に関する主要な事項を変更することとなったとしても、一発電事業者と一般送配電事業者との間の交渉力には決定的な差があるため、一発電事業者としては、当該変更を覆すことは不可能である。本来、上記の一般送配電事業者の営業上の理由などにより、接続同意に係る主要な事項の変更が生じたとしても、それは、一発電事業者がコントロール不能な事象であるとともに、一般送配電事業者が責任を負うべき事柄であるから、一発電事業者がこれにより不利益を受けるいわれはない。 ・よって、少なくとも、営業上の理由その他一般送配電事業者の原因によって、かかる主要な事項の変更が生じた場合については、調達価格の変更事由とするべきではない。</p>	<p>どのような場合に主要な事項の変更に当たるかは、「変更内容ごとの変更手続の整理表」に記載しますが、一般送配電事業者の責めに帰すべき事由による接続契約の変更には、本規定は適用されないものと整理しています。</p>
98	添付書類	<p>・住民票ではだめなのか。出書類も住民票から戸籍謄本に変更ということは行政機関の住民票は身分証明書類として信用できないものか。同じ行政機関が発行する書類に違いがあるのか。 ・なぜ印鑑証明書が必要なのでしょう。メールアドレスがあれば印鑑証明書は不要のはずですが、メールアドレスがあっても印鑑証明が必要になるということでしょうか。そうであれば今現在行っているネットでの承諾手続きは必要なのでしょう。また、家庭用の10kW未満と、10kW以上では手続きをもっと分けて、家庭用は手続きを簡素化した方が良くと思います。</p>	<p>今回の改正はご指摘とは反対の改正となります。これまで戸籍謄本のみを受け付けいたところ、今後は住民票の写しでも可能とします。印鑑証明については今後も運用は変わりません。</p>
99		<p>・認定申請に係る添付書類は、戸籍謄本と印鑑証明(法人の場合、登記事項証明と印鑑証明)が、住民票、戸籍謄本、戸籍抄本と印鑑証明(法人の場合、登記事項証明と印鑑証明)に緩和された点について、認定手続きの円滑化に貢献できると考えるため、適切な改正だと思えます。</p>	<p>御指摘の趣旨での改正となります。</p>
100	事業計画提出期限	<p>みなし認定手続きがうまく行っていない。周知徹底が不十分であることから、10kW以上の事業計画提出期限についても12月末まで延長する等の措置を講じるべき。</p>	<p>10kW未満太陽光以外の発電設備については、現行どおり9月30日を締め切りとします。これまではがきや新聞広告等で周知しており、また改正FIT法説明会等でも説明をしてきているため、引き続き9月30日までに御提出いただくことを求めます。</p>
101	公表	<p>・第7条六で、太陽電池の出力の公表も大歓迎。これに対応して、事業計画ガイドラインP15で示されている標識の記載事項にも太陽電池出力の記載を追加していただくようお願いいたします。そうすることによりさらに抑制効果が上がります、不適切案件かどうか也容易に把握可能。</p>	<p>「太陽電池の合計出力」を標識の内容に入れることは現時点では求めません。</p>
102		<p>・担当課に電話で改正趣旨を質問しても回答できない。もう少し分かりやすい文面で、どのように変わるのかを書いてもらわないと、法律用語で書かれていて分かりにくい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、今後の意見公募手続に活かしてまいります。</p>
103		<p>パブリックコメントの案が曖昧すぎて判断できない。今までもそうだが、施行後かなりの変更など行い、現場が混乱してしまう。まず、案としてでもいいので、具体的内容を提示し、その上で意見を求めるべきではないか。細かい内容が全く見えていないので、施行後に矛盾点が生じていることが判明したりなど意見を言う場がないのと同じではないか。国民に意見を求めるのであれば、「制度をこのように改定し、詳細はこう考えている」と施行するつもりで案をつくり、意見を求めるべき。毎回混乱が起きているのは、この時点で現場が意見を言える内容になっていないからではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、今後の意見公募手続に活かしてまいります。</p>



104		<p>・提出されたパブリックコメントについて、恣意的な要約・集計と称した隠蔽がないよう、すべての意見の公表とそれらに対する考え方の記載を求める。</p>	<p>頂いた御意見には、内容・趣旨が重複しているもの、一言一句同一であるもの、改正案とは関係がないもの等が含まれるため、全ての御意見についての回答を公示することは、回答を御覧になる方の利便性を損なうと考えられることから、類似の御意見は整理・統合した上で回答させていただきたいと思っております。</p>
105		<p>・規制変更を行うのであれば、事業者の意見を聞く場を設けるなどのやりとり、双方向のコミュニケーションがまず最初に必要。なぜそういう場をもうけないのか。</p>	<p>今回の改正については、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るため、可能な限り速やかに対処する必要がありますと考えています。 また、制度改正に当たっては、様々な立場の方々から公平に御意見を頂くことが重要であると考えており、今般、行政手続法に基づく意見公募手続を活用して皆様の御意見を拝聴した次第です。</p>
106		<p>・あまりにも頻繁な制度改正によって、新規参入と安定的な運営に支障がでてきている。頻繁な部分的な改正ではなく、より、わかりやすく、新規参入と市場の活性化につながる、柔軟かつ恒久的な運用ルールの導入を強く希望。</p>	<p>FIT制度については、不断の検証を行い、顕在化した課題に対してはその都度機動的に対処していくことが重要であると考えます。再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向け、適切な制度運用にしっかりと取り組んでまいります。</p>
107	意見公募手続等	<p>・マスコミと国民に対しては丁寧な説明を切に願います。再エネ導入が増加し、LNG原油輸入は下がったが、国民負担が多くなっていくこと、稼働分約40GWの半分に対して過積載を40%追加すると、数兆円の負担増で、今後売電するPJでも同様に実施されると更に数兆円の増加などを丁寧に説明して戴ければと思います。</p>	<p>御指摘のとおり、FIT制度が国民の皆様の御負担の下に成り立っている制度であることを御理解いただくことは大変重要なことであり、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向け、この点もしっかりと御説明していくことが必要であると考えます。</p>
108		<p>・接続同意に係る主要な事項の範囲が不明確であり、行政手続法第39条第2項の要請を満たしていないことから、パブリックコメントをやり直すべき。</p>	<p>改正FIT法の施行前も電気事業者との接続契約に重要な変更があった際は価格が変更されており、今回の改正は、改正FIT法の下でも同様の価格変更事由を追加するためのものであり、従前と扱いは変わりません。また、パブリックコメントをやり直すことは考えておりません。</p>
109		<p>・本改正案についての国民の納得を図るためには、平成29年1月25日に開催された再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会において、今後、過積載についての調査・検討を進めていくとされた点について、その調査・検討結果の情報公開をすべきである。</p>	<p>御指摘の小委員会での御議論も踏まえ、認定取得後に過去の高い調達価格を維持したまま安価にパネルを増設することができ、国民負担の増大につながり得る現在の仕組みは、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、改める必要があると考えております。こうした検討の結果としての改正案を、まさに今回の意見公募手続においてお示した次第です。</p>
110		<p>・今回の省令等改正案の内容及び施行日の確定にあたっては、パブリックコメントの結果を踏まえて、事前に総合資源エネルギー調査会基本政策分科会再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会合同会議の確認を受けるべきである。</p>	<p>本省令・告示の改正については、事前に審議院に諮ることは必須とはされておりません。再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るべく、可能な限り速やかに公布・施行することが重要であると考えます。</p>
111		<p>・調達価格等算定委員会へ意見聴取をした上で、パブリックコメント手続をやり直すべきである。</p>	<p>本省令・告示案は、調達価格等を定めるものではないため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第3条第7項の規定による調達価格等算定委員会への意見聴取は求められません。再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るべく、可能な限り速やかに公布・施行することが重要であると考えます。</p>